



手続き・申請

結婚新生活を始める費用を補助します

伊奈庁舎地域推進課 ☎58・2111 (内線1303)

30万を上限に新婚世帯の引越し費用などを補助

新たに婚姻した世帯を対象に住宅取得・賃貸、引越し費用について予算の範囲内で補助金を交付します。

補助対象要件や申請書、添付書類などの詳細は市ホームページでご確認いただくかお問い合わせください。

▼補助対象世帯Ⅱ令和2年1月1日～令和3年3月31日の間に婚姻し、市内に居住する夫婦のうち世帯所得340万円

市では「つくばみらい市景観計画」を定め、市全域を景観区域として良好な景観形成に取り組んでいます。

「つくばみらい市景観計画」の届出対象となっている建築・開発行為を行う場合は、行為届出書の30日前(行為着手の60日前)までに事前協議申出書の提

未滿で婚姻時の夫婦の年齢が

34歳以下の新婚世帯。

▼補助金の額Ⅱ30万円

※1世帯あたりの補助上限額。10000円未滿は切り捨て。



お知らせ

医療福祉受給者証更新のお知らせ

伊奈庁舎国保年金課 ☎58・2111 (内線4406)

■ひとり親家庭・重度障がい者・65歳以上重度障がい者の方へ

7月からの医療福祉受給者証は、6月下旬に郵送します。

現在使用している医療福祉受給者証は、6月30日(火)で使用

▼補助対象経費Ⅱ住宅取得費用

○住宅賃貸費用(賃料、敷

金、礼金、共益費、仲介手数料

料など) ○引越し費用(引越

し業者または運送業者への支

払いにかかわる実費)

※申請の際は事前にご相談ください。

できなくなりますのでご注意ください。

■未申告の方は申告を

令和2年度の所得が分からない方や未申告の方については、

所得の確認がとれないと医療福祉受給者証を発行することが

できません。所得の確認がとれない方には、その旨の通知文を

郵送します。所得が制限内であることが確認でき次第、医療福祉受給者証を発行します。

■重度心身障がい者の方へ

65歳以上75歳未滿の重度心身障がい者で医療福祉制度(マル福)

該当の方は、後期高齢者医療保険に移行しないと受

給できなくなりますのでご注意ください。

意ください。



地域づくりやコミュニティ活性化に補助金

伊奈庁舎地域推進課 ☎58・2111 (内線1301)

市内において、自主的に地域の絆を深めようとする活動や市民同士の助け合いが推進する活動などの事業を行おうとする「団体(コミュニティ)」に対して、市がその事業費の一部を助成しています。

▼補助対象事業Ⅱ令和3年3月31日までに完了する事業

【例】福祉活動、環境美化活動、防災・防犯活動、文化活動など

▼補助対象団体Ⅱ市内に在住、在勤または在学する方で構成される団体など

▼補助額Ⅱ補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、10万円を限度とします。

▼手続きⅡ申請書類(申請書、事業計画書、収支予算書、団体の規約、会員名簿など)を

地域推進課まで直接提出してください。

※募集要領および申請書類などは、地域推進課で配布のほか、市ホームページ(地域推進課)からダウンロードできます。

▼募集期間Ⅱ随時募集中

▼補助の決定Ⅱ申請内容を審査

の上、補助金交付の可否および補助金の額を決定します。

団体名および事業名	昨年度の実績
【団体名】和心いろは 【事業名】きものジャック in ワークステーション江戸	和装や着物を着てのお茶会など和の文化を体験することで、着物を身近に感じるにより、日本の伝統文化を通じて参加者同士や多世代が交流するコミュニティの形成を図る。 
【団体名】スポーツクラブみらい 【事業名】ミニみらい～子どもが学ぶまちづくり 地域で遊んで学ぶキャリア教育	子どもたちが運営する仮想都市での職業体験などを通じて、社会の仕組みに理解と関心を深め、同時に大人たちも地域で子どもたちを育む意識を高める。 